

No	共通の QA	質問	回答	更新・追記 日
(1) 公募について				
1		申請の早い申請から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはありませんか。	申請の早いものから優位になるということではなく、申請締切日以降に比較審査となります。	
2		補助金の交付決定はいつ頃になりますか。	交付申請書等の資料をご提出いただき、審査が完了次第交付決定となります。スケジュールは6月下旬に採択決定、7月上旬頃交付決定を予定しています。	
3		事業実施状況について事務局に途中報告する必要がありますか。	事務局が指定する頻度・期日に基づき、報告いただく予定です。	
4		自治体の補助金との併用は可能でしょうか。	地方自治体からの助成と本補助金の併用は可能です。ただし、国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度との二重受給は出来ません。	
5		同じ事業者が複数回応募することは可能でしょうか。	実際に投資を行っていない事業者が連携体に複数回参加することは問題ありません。他方、実際に投資を行っている事業者が補助金を受け取るための申請ができるのは1事業者1回（1案件）に限ります。なお、全く同一の構成員で構成される連携体が複数回申請することは出来ませんのでご注意ください。	
6		2次公募の予定はありますか。	2次公募の予定はありません。	6月3日
7		審査はどのように行われるのでしょうか。	外部有識者による審査委員会において、別紙で定める審査基準に基づいて審査を行います。当該審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を行った事業者を採択します。 〈参照〉審査基準	
8		審査基準について、事業に使用する機器、設備等の日本製品の割合は審査の基準になりますか。また割合等の基準はありますか。	具体的な割合基準はありません。	
9		令和5年物流効率化に向けた先進的な実証事業で補助金を受給した企業の場合も、申請は可能ですか。減点措置などありますか。	令和5年度補正予算「物流効率化に向けた先進的な実証事業」に採択されても、今回の令和6年度補正予算「持続可能な物流を支える物流効率化実証事業」に応募することは可能です。減点措置はございません。 令和6年度補正予算「持続可能な物流を支える物流効率化実証事業」は、複数企業によって構成された連携体（コンソーシアム）が補助対象者となっておりますので、公募要領を熟読の上でご判断ください。	4月10日
10		複数企業によって構成された連携体（コンソーシアム）は幹事社の関係会社のみでもよろしいでしょうか。	連携体（コンソーシアム）構成員がすべて関係系列会社でも問題ございません。公募要領のp6～（3.補助対象者）にございますとおり、連携体は、荷主を1社以上含む、合計3社以上から構成される連携体である必要があります。また、コンサルティング会社、リース会社は連携体に参加することはできますが、連携体構成員の1社とカウントすることはできませんのでご注意ください。 また、ご提出書類に各社の補助事業内における役割の明記が必要になります。	4月10日
11		1次産業は対象外の理由はなぜですか。	農林水産省の補助事業で補助を行っているためです。ただし食品加工を行っている場合など、補助対象となる場合もあることから、申請に迷われる場合は事務局までご相談ください。	4月10日
12		必要書類が揃わない場合、不足分は後日の提出でも申請可能でしょうか。	期日までの提出が原則ですが、やむを得ない都合で期日までに書類の一部が揃わない場合等は、事務局までご相談ください。	4月10日
13		物流システム導入の際、3年契約で一括支払いの場合、投資下限要件を満たすことはできますか。	契約期間が本実証事業期間を超える場合、本事業期間に按分した費用が「補助事業に要する経費」となり、当該費用が投資下限要件を満たす必要があります。	4月10日
14		今回のような補助金事業は今後も継続実施される予定がありますでしょうか。	今後の予定については未定です。	4月10日

No	共通の QA	質問	回答	更新・追記 日
（２）補助対象事業者について				
1		公募要領における荷主とはどんな事業者を指しますか。	本公募要領における荷主事業者は、新物効法における荷主の定義と同じです。新物効法においては、第一種荷主及び第二種荷主は以下のように定義されています。 一般的には、物流事業者（運送事業者、貨物利用運送事業者、倉庫業者）を除き、貨物の運送を委託する者は第一種荷主に該当し、（物流事業者を除き）運転者から継続的に貨物を受け取る者は第二種荷主に該当します。 なお、下請法における荷主の定義とは異なりますので、ご注意ください。 （以下、参照条文） 八 第一種荷主 自らの事業（貨物の運送の事業を除く。）に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に貨物の運送を行わせることを内容とする契約（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを容とする契約を除く。）を締結する者をいう。 九第二種荷主次に掲げる者をいう。 イ 自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。ロにおいて同じ。）に関して継続して貨物（自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。ロ及び第三十七条第四項において同じ。）を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者 ロ 自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者	
2		公募要領における物流事業者とはどんな事業者を指しますか。	物流事業者は、運送事業者、3 PL、貨物利用運送事業者、倉庫事業者、物流不動産事業者を指します。	
3		3PLは荷主に該当しますか。	新物効法の荷主の定義において、3 PLは荷主とはなりませんので、本事業においても、3 PLは荷主とはなりません。	
4		運送事業者であっても、他社に運送を委託する場合があるが、この場合荷主に該当しますか。	運送事業者は荷主とはなりません。	
5		当社はフランチャイズチェーンの本部に当たります。新物効法においては連鎖化事業者に該当しますが、荷主に該当しますか。	新物効法においては、フランチャイズチェーン本部は連鎖化事業者に該当しますが、本部の事業のために自らが運送契約を結んでいる場合、あるいは貨物を受け取っている場合には、荷主に該当します。 よって、本事業においては、フランチャイズチェーン本部も荷主として整理をし、フランチャイズチェーン本部がコンソーシアムに参画している場合には、荷主 1 社以上という要件を満たしていると考えます。	
6		コンソーシアムを組成するときの要件は存在しますか。	荷主が 1 社以上含まれていることを必須とします（物流事業者のみの連携体の申請は認めません。）。その上で、3 社以上の複数企業と連携している案件をコンソーシアム案件として認めます。この際、コンサル事業者、リース事業者はコンソーシアムに参画する（コンソーシアムメンバーになる）ことはできますが、コンソーシアムメンバーの 1 社としてカウントはしませんのでご注意ください。	
7		コンソーシアム形式での申請の場合の投資下限額については、どう考えればいいでしょうか。	大企業、中小企業を問わず、複数企業の補助対象経費の合計金額が、3000万円を満たしていれば申請が可能です。	
8		親会社と子会社のコンソーシアムを組んで補助金を申請することは可能でしょうか。	可能です。	

No	共通の QA	質問	回答	更新・追記 日
9		コンソーシアムメンバーの事業者は実際に投資を行っている必要がありますか。	いいえ、投資を実際に行っていない事業者もコンソーシアムメンバーになることはできます。	
10		物流不動産事業者はコンソーシアムメンバーになれますか。	なれます。ただし不動産取得の費用や実証場所となる倉庫や事務所の賃料は計上できません。	
11		システムベンダーはコンソーシアムメンバーになれますか。	なれます。ただし、荷主や物流事業者が、システムベンダーに物流システム等の発注を行っており、その費用を補助対象経費として計上している場合、システムベンダーが別途システム改修、構築に要した費用を補助対象経費として計上することは、費用の二重計上となり認められませんのでご注意ください。	
12		機器メーカーはコンソーシアムメンバーになれますか。	なれます。ただし、荷主や物流事業者が機器メーカーに物流機器等の発注を行っており、その費用を補助対象経費として計上している場合、機器メーカーが別途実証事業に要した費用を補助対象経費として計上することは、費用の二重計上となり認められませんのでご注意ください。	
13		コンサル事業者やリース事業者はコンソーシアムメンバーになれますか。	両事業者ともコンソーシアムメンバーになることはできますが、3社以上の要件を満たすためのメンバーの1社としてカウントすることはできません。	
14		コンソーシアムの幹事者は荷主である必要はありますか。	コンソーシアムの幹事者は必ず荷主である必要はありません。	
15		コンソーシアムに参画する事業者の数に上限はありますか。	コンソーシアムに参画する事業者数の上限は30とします。	
16		同一グループ企業は、複数社集まっても1社と扱われますか。それとも別々とカウントされますか。	同一グループ企業であっても、別々の法人として、1社ごとにカウントします。	
17		令和5年度補正予算では、大企業やみなし大企業は補助対象外でしたが、今回の事業では補助対象でしょうか。	はい。企業規模は関係なく補助対象となります。	
18		事務局を担っている企業や、そのグループ企業をコンソーシアムの構成員とすることはできますか。	事務局を担っている企業や、そのグループ企業などがコンソーシアムの構成員となることはできません。 また、本事業の事務局業務の一部を受託している企業も同様です。	
19		事務局を担っている企業や、そのグループ企業を実証事業の外注先（委託・請負・物品の調達など補助対象経費の発注先）とすることはできますか。	本事業におきましては、可能な限り避けていただくようお願い申し上げます。 やむを得ない理由等により、外注先とする場合は、選定にあたり、厳正な相見積もりを取得し、対外的に利益相反していないことが明白な場合のみ認められます。	5月8日 質問の文言一部修正
20		親会社と子会社のコンソーシアムを組んで補助金を申請することは可能でしょうか。	幹事者及びコンソーシアム構成員については、特段の理由があると事務局が承認した場合を除き、補助事業として採択された後に変更することはできません。	

No	共通の QA	質問	回答	更新・追記 日
(3) 補助対象経費について				
1		採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。	交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。	
2		着工は今年度内、検収が次年度以降となる場合、補助対象になりますか。	本事業の実証期間中に検収・支払いが完了しない機器の導入については補助対象外となります。	
3		トラック等車両の購入費用は補助対象になりますか。	車両の購入費用は補助対象とはなりません。ただし、事務所内等で使用されるフォークリフトなどの車両運搬具は補助対象とすることが可能です。	
4		倉庫建築の費用は補助対象になりますか。	建物自体や建物に固着された建物付属設備への投資は、補助対象とはなりません。	
5		共同輸配送の実証事業を行う予定です。実証事業を行うトラックの輸送費や倉庫の賃料は補助対象になりますか。	トラックの輸送費や倉庫の賃料（※自動倉庫のレンタル・サブスクリプションの費用を除く）は補助対象とはなりません。	
6		自動倉庫が導入されているマルチテナント型の物流施設にて、実証事業を行いたいと考えています。例えば、パレット単位で自動倉庫をレンタルする料金は補助対象になりますか。	原則、賃料（倉庫や事務所を含む）は対象とはなりません。ただし、先進的な取組を進めたいという趣旨から、自動倉庫を備えたマルチテナント型の物流施設において、自動倉庫に関わるレンタル・サブスクリプションの費用については補助対象としてとめます。	
7		コンサル事業者のコンサルティング費用は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費の中には、コンサルティング業務に対する専門家経費も含まれます。	
8		新たにシステム開発を行う際の開発費用は補助対象経費に含まれますか。	新しいサービスの開発であれば含まれる可能性がありますが、荷主側のサービス利用料とシステムベンダー側のシステム開発費の二重申請は認められません。	
9		コンソーシアムの幹事者が参画事業者に補助金を振り込む際の振込手数料は補助対象経費になりますか。	コンソーシアム内で、補助金を按分する際の振込手数料等の事務経費は補助の対象外となります。	
10		初期費用の他に月額費用が発生する場合も補助対象となりますか。	物流機器や物流システムのサブスクリプションやレンタルなどの月額費用も補助期間内については対象となります。	
11		設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。	可能です。機械装置・システム費については、企業がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、企業とリース会社が共同申請をする場合には、その購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。	
12		社内で複数年のプロジェクトを検討中です。事業期間内に完了する実証であれば、プロジェクト内から切り出す形で補助対象経費として計上することは可能でしょうか。	可能です。なお補助対象経費として計上するためには、導入、検収、全ての支払いを【交付決定日～令和8年2月13日（金）】までに完了いただく必要がございます。	4月10日

No	共通の QA	質問	回答	更新・追記 日
（４）補助金申請（交付申請等）について				
1		Jグランツが利用できない場合はどのように対応すればよいでしょうか。	データ送受信サービスでの申請となりますので、お問い合わせ先メールアドレスまでご連絡をお願いします。	
2		Jグランツのシステムからの申請と同時に、バックアップとして、データ送受信サービスの申請をしてもよいですか。	原則、応募申請についてはJグランツもしくはデータ送受信サービスのどちらか一つで申請をお願いします。Jグランツで申請したが、不具合等で申請が出来ているか不明な場合は、事務局にてJグランツの申請状況を確認致しますので、お問合せ先メールアドレスまでご連絡をお願いします。	
3		GビズIDプライムアカウントについて教えてください。	GビズIDの詳細内容はGビズIDのHP（ https://gbiz-id.go.jp/top/index.html ）にてご確認ください。特設Webサイトからもご案内をしています。	
4		提出書類の頁数に上限はありますか。	提出書類の枚数につきまして、上限指定はございません。	
5		申請時に提出する様式や書類において、サインや押印等は必要でしょうか。	【様式4】従業員への賃金引上げ経過の表明書、【様式6】連携体（コンソーシアム）協定書、【様式8】リース取引に係る宣誓書を除き、サインや押印は必要ございません。 ただし、事業者側の事情（社内規程等）により押印が必要な場合は、押印された書類を提出していただいても構いません。	4月10日
6		【様式6】連携体（コンソーシアム）協定書は連携体構成員各社の記名、押印が必要なため、公募期限（5/1（木））までに提出が難しいです。申請期間後に押印ありの協定書を再提出することは可能でしょうか。	【様式6】連携体（コンソーシアム）協定書を申請期限内に提出することが難しい場合は、公募申請時は押印のない「連携体（コンソーシアム）協定書」での申請を認めます。その場合6月6日（金）までに全構成員の押印をして再提出を行ってください。なお申請時に別途覚書等の提出は求めません。 6月6日（金）までの提出も難しい場合は、お問合せ先メールアドレスまでご連絡をお願いします。	4月15日
7		リース会社との共同申請の場合、申請手続きは事業者もしくはリース会社のどちらが行いますか。	リース会社との共同申請の場合は、事業者にて申請手続きを実施します。リース会社は「【様式7】リース料軽減計算書」等の必要書類を事業者へお渡し下さい。 リースに関するお問い合わせ先： 公益社団法人リース事業協会 補助金担当：電話番号 03-3595-1501（平日9時～17時）	
8		申請時点で見積書が必要でしょうか。	申請時点で、見積書を提出いただく必要があります。	
9		共同申請者について、費用負担がない場合でも「【様式2】積算内訳書」の提出は必要ですか。	必要ありません。	
10		1社しか取り扱っていないサービスの場合、相見積もりは不要でしょうか。	相見積もりがやむを得ない理由等により難しい場合には、「【様式3】業者選定理由書」の様式にその理由を記載しご提出ください。	
11		コンソーシアムのメンバーとして、システムベンダー・機器メーカー・コンサルなどを選定した場合も見積もりを取得する必要はありますか。	必要となります。コンソーシアムメンバー以外の事業者から相見積もりを取得して下さい。その上で、最低価格を提示したサービス以外を採用することも可能ですが、「【様式3】業者選定理由書」に価格の妥当性と選定の理由書を記載してください。なお、コンソーシアムのメンバーであることは業者選定の理由になりません。	
12		補助金対象の資産について、譲渡や廃棄等を行う場合、期間や補助金返還等の制約条件はありますか。	取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）を、処分制限期間内に処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に事務局の承認を受けなければなりません。補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されます。財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に国庫納付しなければなりません。	
13		設備機器の購入先や金額について、交付決定後の変更は可能でしょうか。	変更可能ですが、計画変更の承認書類を求める場合があります。なお、交付申請時の費用を超過することはできません。詳細は事務局まで個別にお問い合わせください。	
14		事業実施の中で交付申請金額の金額との乖離が発生する場合、計画変更承認申請書の提出は必要でしょうか。	補助事業の内容の変更によって交付申請金額との乖離が発生する場合や補助目的が変更される場合は、あらかじめ、計画変更承認の申請書を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。ただし、交付規程11条「計画変更の承認等」上の変更であるならば、計画変更の必要は無く、交付決定額の金額を上限として金額の調整は可能です。実績報告時にその旨事務局にご報告ください。	
15		投資下限要件とは何を指しますか。	投資下限要件は、税抜きによる算出方法にて、補助対象経費の合計が3000万円を超える必要がございます。	

No	共通の QA	質問	回答	更新・追記 日
16		採択後、設計等見直しにより設備投資額の減額により、設備投資額が投資下限を下回った場合も補助金が交付されますか。	設備投資額の補助要件を満たさなくなるため、補助対象経費が投資下限額を下回った場合には、原則交付決定は出来ません（交付決定後であれば、交付取消となります）。	
17		採択通知後、交付申請はどのように行うのでしょうか。	公募申請書類の提出とあわせて、交付申請書類をご提出ください。採択通知後、採択事業者へ交付申請関連のご案内を行います。	
18		従業員への賃金引上げ計画の表明書について5月1日締め切りに提出が必要な書類は何になりますか。	・【様式4】従業員への賃金引上げ計画の表明書 ・前年度の法人税申告書別表1（中小企業に該当する場合） 賃金引上げ計画に関する書類で5月1日までに提出いただくものは上記二点となります。	4月10日
19		【様式4】「従業員への賃金引上げ計画の表明書」ですが、この様式4にのっとらなければならないのでしょうか。	申請の際は【様式4】「従業員への賃金引上げ計画の表明書」にご記入いただきご提出いただく形となります。賃上げを表明したことに対する証拠書類のご提出は不要ですので、従業員の方々に表明いただいた方法を様式4にご記載いただければと存じます。	4月10日
20		従業員への賃金引上げ計画の表明書について前年度の法人税申告書別表1は、いつから見て前年度ですか。	申請時から見て過去直近の年度末が属する年度が前年度となります。 もし事業年度末のタイミングや作成に要する期間などの関係にて前年度の法人税申告書別表1のご提出が難しい場合は、前々年度のものでも問題ございません。 その際は事務局までメールにてご相談ください。	4月10日
21		積算内訳書の経費の記載方法について。	見積書に記載の合計金額を各経費ごとに記載をしてください。 ご提出いただく見積書や仕様書には費用の内訳が記載されている必要があります、一式などの内訳が確認できない表記のものは受理できません。	4月10日
22		事業実施のスケジュールが非常にタイトな為、事業開始に先んじて1.ベンダーへのコミュニケーション、2.必要部材の事前発注等（補助金の支給経費には参入しません）、は可能でしょうか。	1. 2. のどちらも交付決定前に行っていただいても問題ございません。 2. 必要部材の事前発注にしまして、補助対象経費に含めるもの（交付決定日以降に発注されるもの）と含めないもの（事前に発注するもの）が同じ発注先に対して混在するものがございましたら、見積書を分けて作成いただけますと幸いです。 なお事業開始前のアクション等に関しまして、審査上影響等はございませんのでご安心ください。	4月10日
23		Gbizプライムアカウントの取得に関しまして、幹事企業その他、コンソーシアム構成員企業でも取得が必要なものとされるのでしょうか。	申請にあたり幹事企業様が取得いただければ問題ございませんので、構成員企業様のアカウント取得は不要です。	4月10日
24		コンサルティング会社は、事務局とのご連絡の調整等、構成員としてでしか出来ないサポートを実施する上では構成員に参画する事が望ましいのでしょうか。構成員に参画しなかった場合に規制はあるのでしょうか。	コンソーシアムに参画しないことによる規制や不利益は発生しないかと存じますが、書類のご提出等に関するご連絡やお問合せに関しましては、幹事企業様を主とした連絡担当窓口の方とやりとりをさせていただくため、構成員として参画された方が事務局との連絡の調整等もより円滑に進めることができるかと存じます。	4月10日
25		様式の代表者とは株式会社における代表取締役の名前となりますか。もしくは、会社を代表して表明を行った者、社会通念上の代表者(人事部長等)でも問題はないのでしょうか。	様式における代表者様の役職や氏名等は、株式会社における代表者様（代表取締役）の役職及び氏名のご記載をお願いします。	4月10日
26		リース契約の『契約期間』＝財産処分制限期間の認識でよろしいでしょうか。その場合、リース料の支払について、支払期間≠契約期間でも問題ないのでしょうか。	「契約期間＝財産処分制限期間」に限定はされません。 リース期間については、特段の事情がない場合には、財産処分制限期間を含む期間となるよう設定してください。リース料の支払いに関しましては財産処分制限期間を含む期間となるよう設定されていれば問題ございません。	4月10日
27		会社パンフレットについては、会社ホームページ等を印刷する形で問題ないのでしょうか。	問題ございません。	4月10日
28		発荷主側物流会社でシステム投資し、効果が発揮されるのは着荷主の拠点となるが、投資を行う場所と、実際に実証で検証をする場所が異なる場合の記載方法を教えてください。	「実証事業の実施場所とは、以下の物流効率化計画において、物流効率化の効果を測定いただく場所を指します。」（公募要領P.8～9「5.実証事業の内容及び補助金交付の要件」） 詳細につきましては、公募要領「5.実証事業の内容及び補助金交付の要件」ならびに、「公募要領 5-1.物流効率化計画」をあわせてご確認ください。	4月10日
29		不採択理由は教えてもらうことはできますか。	採択結果に関するお問合せは、いかなる場合でもお受けできかねますのでご了承ください。	4月10日

No	共通の QA	質問	回答	更新・追記 日
(5) 補助金の支払いについて				
1		補助金はいつ支払われますか。	支払うべき補助金額の確定後、30日以内に支払われます。（概算払いにおいても同様です。）	
2		補助金はどのように受け取れますか。	指定口座への銀行振り込みとなります。	
3		共同申請者への補助金の振込は事務局より直接行われますか。	コンソーシアムに対する補助金は、幹事者に対して支払われます。構成員に対する補助金の分配は幹事者が行う必要がありますのでご注意ください。	
4		補助金の概算払いは可能ですか。	補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。ただし、万一、予期せぬ事情等により事業実施途中での概算払いが必要となる場合は、財務省との協議の上、正当な理由が認められた場合のみ概算払いが実施されます。	
5		補助金で取得した資産を圧縮記帳できますか。	本補助金は、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。 なお、本補助金のうち、固定資産の取得等に充てるもの以外の専門家経費、委託・外注費等の経費を補填するための補助金については、圧縮記帳等の適用は認められませんのでご注意ください。 また、法人税法第42条及び所得税法第42条の規定の適用に関しては、税理士等の専門家にご相談して頂き、適切な税務処理をお願いいたします。	8月29日
6		本補助金のすべてが圧縮記帳等の対象となりますか。	圧縮記帳等の対象となるのは補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得等に充てるための補助金に限られているため、本補助金では「機械装置・システム費」に対する部分が圧縮記帳等の対象となり得ます。そのほかの専門家経費、委託・外注費等の経費に対する補助金は所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外であり、圧縮記帳等の適用は認められません。	8月29日